

京都市訓令甲第 2 号

庁 中 一 般

区 役 所

事 業 所

京都市公印規程の一部を次のように改正する。

平成 26 年 6 月 6 日

京都市長 門 川 大 作

第 7 条第 3 項中「押印し，又は公印使用者に押印させるものとする」を「押印しなければならぬ」に改め，同条第 4 項を次のように改める。

4 前項の規定にかかわらず，行財政局総務部法制課長（以下「法制課長」という。）がやむを得ないと認めるときは，保管者等は，保管者が指定する場所において保管者等の視認の下に，公印使用者に押印させることができる。

第 7 条に次の 2 項を加える。

5 第 5 条第 5 項及びこの条第 1 項から第 3 項までの規定にかかわらず，戸籍の謄本又は抄本その他の文書（当該文書の速やかな交付を必要とするものに限る。）については，保管者等は，保管者が指定する場所において，自ら押印し，又は公印使用者に押印させることができる。

6 前項の規定により公印使用者に押印させるときは，保管者等は，これを視認し，又は自動契印機の使用その他の公印の適正な使用に資する措置を講じなければならない。

第 8 条第 2 項中「行財政局総務部法制課長（以下「」及び「」という。）」を削る。

附 則

この訓令は，公布の日から施行する。

（行財政局総務部法制課）